



# 婚外子相続差別 違憲

最高裁大法廷が4日、婚外子の相続格差を定めた民法の規定を違憲と断じたことで、国会での早急な民法改正が望まれる。ただ、国会議員の反対で法改正が何度も頓挫した経緯があり、「すんなりいくとは限らない」との見方が法務省内や専門家の間に依然として残る。

(沢田敦、横井武昭)

## 核心



婚外子の相続規定をめぐる最高裁の決定を受け、「憲法違反」の垂れ幕を掲げる代理人弁護士4日後、最高裁前で

# 早期改正 残る懸念

政治の壁 四日夕、東京・永田町の参院議員会館。最  
高裁の違憲判断を受け、婚外子や支援者のグループは法務省の担当者に「政府はサボタージュすることなく、早急な法改正を」との要請書を手渡した。  
これまで民法改正に向けた動きは政治の壁に幾度となくはね返されてきた現実がある。国連の勧告を受け、法相の諮問機関である法制審議会は一九九六年、夫婦別姓とともに相続分を平等とする民法改正を答申した。だが、「不倫を助長する」「家族の絆を弱める」といった伝統的な家族観を守ろうという反対意見が自党内にあり、頓挫した。

揺れる世論 こうした保守的な考えは、世論にも根強く残る。昨年の内閣府の世論調査で「婚外子に法律上、不利益な扱いをしてはならない」と

回答した人は60・8%

1979-7	法務省が相続分を平等とする民法改正要綱草案を公表。だが、時期尚早と法改正は見送られる
93-6	東京高裁が初めて規定を違憲と判断
94-11	国連の委員会が婚外子格差をなくすよう日本政府に勧告。これまでに、計10回勧告
94-4	国連の子どもの権利条約を日本が批准
95-7	最高裁大法廷が規定を合憲と判断(賛成10、反対5)
96-2	法制審議会が相続分を平等とする民法改正を答申。だが、法務省は法案の提出を見送る
2000-1	最高裁第1小法廷が規定を合憲と判断(賛成4、反対1)
01-7	フランスが法改正で相続分を平等化。先進国で日本が唯一、格差が残る国に
03-3	第2小法廷が規定を合憲と判断(賛成3、反対2)
04-10	第1小法廷が規定を合憲と判断(賛成3、反対2)
08-6	未婚の日本人父と外国人母の婚外子の日本国籍取得に、両親の結婚を要件とした国籍法の規定について、最高裁大法廷は違憲と判断
09-9	第2小法廷が規定を合憲と判断(賛成3、反対1)
10-3	東京高裁が当該事案への適用は違憲(適用違憲)と判断
7	第3小法廷が格差の合憲性をめぐる家事審判を大法廷に移す。だが、その後和解が成立し、大法廷が憲法判断しないまま裁判終結
11-8	大阪高裁が規定を違憲と判断
12	名古屋高裁が適用違憲と判断
13-2	第1小法廷が今回の2裁判を大法廷に移す
7	2裁判で大法廷弁論

菅義偉官房長官は記者会見で、最高裁決定を「厳粛に受け止める必要がある。立法的な手当ては当然だ。できる限り早く対応すべきだ」と、内容を精査した上で早急に必要措置を講じる考えを示した。

への政権交代で就任した千葉景子法相も閣議決定を目指したが、国民新党の反対で見送られた。  
自民党が昨年四月にまとめた憲法改正草案には「家族は、社会的自然かつ基礎的な単位として尊重される」という条文が新設された。棚村政行・早稲田大教授は「伝統的な婚姻や夫婦を前提に考えている可能性がある」と指摘。今回の違憲判断を自民党保守派がどう受け止めるか注視している。

保守派の動き注視 在占めたが、婚外子の相続分について尋ねると「現行制度を变えな

る。最高裁が七三年に初めて法律の規定を違憲と判断した刑法の尊属殺人規定は、法改正による削除まで二十二年かかった。判決後も親殺害などの重罰化を容認する世論があり、「きちんと立法措置を講じない」と、これまでの規定で相続をやるの

が、違憲無効を前提にやるのか混乱する。国会は責任を追及される」と語った。  
臨時国会に改正案検討 政府は四日、民法の婚外子規定を違憲とした最高裁決定を受け、早ければ秋の臨時国会に民法改正案の提出を目指す方針だ。民法の関連規定を削除する方向とみられる。コメントを出した各党とも法改正に賛成の立場で、改正案が提出されれば早期に成立する公算だ。

## 混乱回避で言及

最高裁大法廷は、婚外子の遺産相続分が結婚している夫婦の子どもの半分とした民法規定について、二〇〇一年七月には「遅くとも違憲だった」と判断した。同月は今回対象となった裁判の相続開始

時だ。しかし、同月以降に裁判や当事者間の合意で解決した相続については「違憲判断は影響しない」と異例の明示をした。  
理由については「既に判決、合意で確定した相続を覆すのは相当でない」と言及した。

今後、解決済みの相続で、婚外子が再審を申し立てたとしても、裁判所は遺産の再分割を認めないとみられる。だが、争いが再燃したり、合意の成立をめぐって裁判に持ち込まれたケースも想像される。法務省幹部も、同じ違憲無効として「訴訟が無数に起きて扱ってべきだ」と指摘している。

二宮周平・立命館大教授は「同時期に亡くなった人の相続で、対応が二つに分かれてしまつのは不合理だ。最高裁は影響を最小限にしようとする苦渋の選択を

婚外子の遺産相続は、法律婚の子の半分。この民法の規定を最高裁が「遺棄」と断じたことは、明治民法から続く婚外子差別の解消を迫る大転換である。国会は早急に不平等な法を正すべきた。

婚外子差別違憲

進園では日本だけだ。欧米諸国は一九六〇年代後半から次々と、差別撤廃を遂げた。それを考えるべし。決定は遲すきたはずだ。

「子について自ら選択する余地のない事項で、不利益を及ぼす」とは許されない」。最高裁の決定は、婚外子の差別に「憲法違反」を突きつけた。憲法の「法の下の平等」などに照らし合わせれば、当然の結論といえる。

しらい思いに終止符を

結婚して3年、男女の子も、個人として尊重され、権利も保障されねばならない。だが、婚外子の相続分は半分か認められてこなかった。百十五年前の明治民法で、この定めが盛り込まれたのは、戸主を長とする「家制度」があったからだ。戦後の民法改正でも、その半身原則は維持されていた。

や、国会の裁量権に委ねた結果だ。だが、戦後間もない時期にも改正論はあったうえ、九六年には法制審議会が「相続分は同等」とする改正案を答申している。直す機会は過去にあったのだ。平等化を阻んできたのは、不倫を助長する「家族の絆を弱めたい」といった国会議員らの反対の声だ。だが、内閣府の世論調査では、早い終止符を打たれた。

は、婚外子への不利益は抜いて「し」はならない」との意見が今や61%にのぼっている。事実婚やシングルマザーが増加している社会の変化も大きい。関連の権限も差別をなくすよう勧告を繰り返している。尊厳殺人の重罰規定など、最高裁が法律の定め自体を違憲と判断したのは、今回を含め、九件しかない。国会議員はその重さをよく考えよ。法そのものを愛さないと、裁判を提起しない限り、婚外子は救われない。だから、早く法を是正すべきなのだ。

「同じ父親が生まれたのに、早稲米と遅稲米で扱われる」。早く法を是正すべきなのだ。相続格差のほかに、問題は残る。出生届には嫡出かどうかのチェック欄がある。未婚の母に「税法上の不利益もある。父が認知されていない子は、遺族基礎年金などを受けられない」。早く法を是正すべきなのだ。

社説

2013・9・5

平安時代の書でも、養子の親子関係は、やはり田舎にはあんなにかたみよな「株子」にこぞる記述がある。その子がたまたま、養子にもなる養子、姓に因る養子の意。ありかたきとは珍しいことの意味である。三三代が同唐とする大家族が滅びた現代では、婚外子の養子も形を養子としていた。高成氏朝以降、養子の形としては一重子としていた。最新の国勢調査では、最も多かったのは自身世帯。継性世帯の三割を超え、長く上ツたた「夫婦と子」をもよる世帯」を初めて上回った。養子世帯を重んじる養子制度の申しつけでは、時代の変化に対応できないのは自明だろう。結婚してはいる男の子と未婚の子との遺産相続の格差を定めた民法の規定をめぐり、最高裁判決ははるかに、初の違憲判断を示した。十八年前の合憲判断の要旨である「あらゆる相続差別が残る国は世界でめだちである。かつて法制審議会が差別を撤廃する民法改正案を答申したが、自民党内なら「不倫を助長する」となり、民間側の区別が相次ぎ、出生による差別は遺棄された」。この結論を尊重し、出生による格差をなくした国会と民法の責任は重い。

本件規定が設けられた四七年の民法改正以降、日本では婚姻や家族の状況が変化。高齢化の進展に伴い、生活配偶者の生活の保障の必要性が高まっている。〇〇年には配偶者の相続分が引き上げられるなどした。その後も婚姻や家族の形態が多様化し、国民意識の多様化が大きく進んでいる。

一方、婚外子では六〇年代後半以降、婚外子と嫡出子の差別が撤廃された。現在日本以外で差別を設けている国は欧米諸国にはなく、世界でも限られた少数だ。国連も本件規定を問題にして、懸念の表明や法改正の勧告などを繰り返してきた。

日本でも九四一〇〇六年に、国民意識や戸籍の統制の観点から婚外子と嫡出子で同様に扱われようとした。だが、〇八年には婚外子の日本国籍取得を認めない国連法の規定を違憲とする最高裁判決も出た。

相続分の平等化の問題は、やはり早くから議論されてきた。増えられた民法の国益輸出には、至らず、現在も改正は採否しない。

国民の意識の多様化が言われていこう、増加している婚外子の出生が欧米に比べて多くなることなど、法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているためと思われる。しかし、本件規定の合理性は憲法に照らして婚外子の差別が不当に侵害されている点から判断されるべきだ。

最高裁は九五年の民法改正以来、本件規定を合憲とする判断を下してきた。だが、九五年の決定でも区別意識や、四七年の民法改正当時の合理性が未だ残っていることが意見が述べられていた。

本件規定が設けられた四七年の民法改正以降、日本では婚姻や家族の状況が変化。高齢化の進展に伴い、生活配偶者の生活の保障の必要性が高まっている。〇〇年には配偶者の相続分が引き上げられるなどした。その後も婚姻や家族の形態が多様化し、国民意識の多様化が大きく進んでいる。

一方、婚外子では六〇年代後半以降、婚外子と嫡出子の差別が撤廃された。現在日本以外で差別を設けている国は欧米諸国にはなく、世界でも限られた少数だ。国連も本件規定を問題にして、懸念の表明や法改正の勧告などを繰り返してきた。

日本でも九四一〇〇六年に、国民意識や戸籍の統制の観点から婚外子と嫡出子で同様に扱われようとした。だが、〇八年には婚外子の日本国籍取得を認めない国連法の規定を違憲とする最高裁判決も出た。

相続分の平等化の問題は、やはり早くから議論されてきた。増えられた民法の国益輸出には、至らず、現在も改正は採否しない。

国民の意識の多様化が言われていこう、増加している婚外子の出生が欧米に比べて多くなることなど、法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているためと思われる。しかし、本件規定の合理性は憲法に照らして婚外子の差別が不当に侵害されている点から判断されるべきだ。

最高裁の決定要旨

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

民法第900条第1項は、婚外子の遺産相続を嫡出子の半分に定めることにより、婚外子と嫡出子の間の格差を生じ、憲法に違反している。

# 婚外子相続差別違憲

「歴史的な歩み」。明治時代から引き継がれた婚外子の相続格差を定めた民法の規定について、最高裁大法廷は四日、従来の合

憲判断から違憲判断に転じた。決定が出た直後、最高裁前に「憲法違反」の垂れ幕が掲げられると、詰め掛けた婚外子や支援者からは、大きな拍手と歓声が広がった。

(沢田敦 横井武昭、①面参照)

# 「残る偏見なくしたい」

## 都内の60歳女性も歓迎 理不尽さ乗り越えてきた



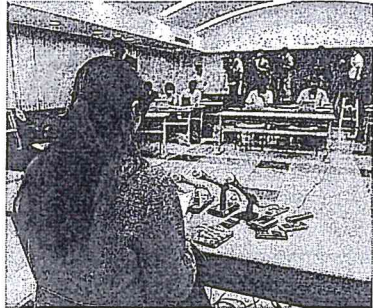
婚外子の相続規定をめぐる裁判で、最高裁の違憲判断を受け喜ぶ嶋崎さん(手前) 4日、最高裁前で

「これまで長かった。本当にうれし

い」。東京都内に住む婚外子の嶋崎久美子さん(60)は、最高裁前で支援者の喜びの輪に加わり、涙を浮かべた。幼い頃、父は毎週土曜、チョコレートやアイスクリームを手に家に顔を出した。「夕食前でもうれしそうに『すべへ食へ』と言われて」と嶋崎さんは振り返る。父は日曜には出て行ったが、それが普通だと思っていた。夏休みで出掛けた湖で両親と写るセピア色の

写真は、今も大切にしまっている。小学生の時、学校に戸籍を提出する機会があった。見ると、父の名前がない。「何でお父さんの名前入ってないの?」。母に尋ねると、あまいな答えが返ってきた。いつもは物事をほったらかしなのに、父母に同じ質問をするとは一度もなかった。

二十歳になり、思い立って父の戸籍を取る。自分の名前はない。戦争で婚約者とならなく、十歳年



婚外子の相続規定をめぐる最高裁の決定を受け、記者会見する当事者の女性(4日午後、和歌山市で)

上の父親の事務所働いて生計を立て、自分

結婚前までいって告げると、「息子がお前が、きなりしょうがない」と突き放すように言われショックを受けた。間もなく関係は消滅した。

就職試験では、面接官に「寂しい家庭に育ったので」と決め付けられた。

理不尽な体験から、自らの出自を恨んだ。ともあったが、母の人生を思いつつ、考えが変わった。戦争で婚約者とならなく、十歳年

和歌山の「すべての子の平等は当然」

当事者女性

「本意の意味での価値を取り戻した。高揚感でいっぱい」。家事審判の当事者の婚外子女性(40)は、規定を違憲と断じた四日の最高裁決定後、和歌山市内で記者会見した。笑顔も交えながら心境を語り、最後には「決定は平等な社会への一歩のきり」と力を込めた。

決定は代理人の岡本

「画期的な決定」

元最高裁判事の泉徳治弁護士の話。現行憲法下でも続いた不当な差別に終止符を打つ画期的な決定だ。たゞ世界の潮流からすれば当たり前で、むしろ遅きに失した感もある。過去に行われた遺産分割に混乱をもたらすこと

を産み、育ててくれた。そんな母を、誇らしく思った。

「形にとられず、自分らしく生きればよい」。嶋崎さんも事実婚を選び、二十代の息子を育てた。「婚外子であることを前向きにとらえているから」と規定を疑問に思うようになった。

かつて住民票や戸籍の統制の記載で、婚外子は差別的な扱いを受けていたが、それもなくなった。だが、出生届には今も「嫡出子」のチェック欄がある。

所得税や住民税の控除は「未婚の母」には適用されない。

「ようやくこれまで

来たよ」。嶋崎さんは、母の形見である指輪に語り掛けた。「違憲判断が出て、やっと出発点に立った気がする。残っている差別や社会の偏見を、全てなくしたい」。

「国民の意識とかけ離れている」

嫡出子側が話した。

和歌山の婚外子の女性と家事審判で争っている嫡出子側は四日、「納得できるものではなく、非常に残念」とコメントを出した。

「コメントでは、最高裁の判断は日本の家族形態や社会状況を理解せず、国民の意識とかけ離れている」と批判。初めから(現行)の規定を変更しよう」と決まっていたように思う」と疑問を呈した。

嫡出子側の弁護士も「判断理由には合理性が認められない。他の遺産分割事件に及ぼす影響は計り知れないものがある」などとした。

画期的な決定

元最高裁判事の泉徳治弁護士の話。現行憲法下でも続いた不当な差別に終止符を打つ画期的な決定だ。たゞ世界の潮流からすれば当たり前で、むしろ遅きに失した感もある。過去に行われた遺産分割に混乱をもたらすこと

最高裁大法廷がこれまでに、法律の規定を違憲と判断したのは次の通り。

- 尊属殺の重罰を定めた刑法の規定は、刑が極端に重すぎて不平等だ(1973年4月)
- 薬局の新規開業を制限する薬事法の規定は、職業選択の自由を侵害する(75・4)
- 衆院選で「一票の不等」を生じさせた公職選挙法の定数配分規定は不平等だ(76・4と85・7の2件)
- 共有林の分割を制限した森林法の規定は、財産権を侵害する(87・4)
- 賠償の範囲を一部制限した郵便法の規定は、国に対する賠償請求権の保障に反する(2002・9)
- 海外在住の日本人の選挙権を制限した公選法の規定は、選挙権の保障に反する(05・9)
- 婚外子の国籍取得に両親の結婚を要件とした国籍法の規定は不平等だ(08・6)

が、司法が違憲判断をちゅうちょする一番の理由だった。今回の決定は、既に確定した遺産分割に影響を及ぼさないように効力を限定したのが特徴。法的安定性と違憲判断を両立させる新たな判断で、賢明な選択と言える。婚外子相続規定は個人の尊厳、法の下の平等に反すると明言しており、国会は直ちに廃止するべきだ。